

# Whole Food Association

## 会員規約

一般社団法人ホールフード協会（以下、「協会」といいます。）のホールフード会員（以下、「会員」といいます。）として当協会に入会を希望する方は、以下この規約（以下、「本規約」といいます。）に同意するものとします。

### 第1条（入会資格）

1. 当協会へのホールフード会員入会資格は以下の通りとし、入会いただける方は、これら全てを満たす方とします。

- ホールフード協会の理念・趣旨に賛同してくださる方
- 本規約に同意いただいた方
- 暴力団等の反社会的勢力の関係者でない方
- 過去に、当協会より除名等の処分を受けていない方

2. 次のいずれかに該当する場合は入会できません。

- 禁固以上の刑に処せられている者
- 破産者で復権を得ない者
- 過去に当協会から除名処分を受けている者

### 第2条（入会手続）

当協会に入会しようとするときは、次の手続が必要となります。

- 本規約を承認の上、当協会が別途定める方法により入会手続をしていただきます。
- 当協会の定める方法・期間内に、第5条に定める会費をお支払いいただきます。

### 第3条（入会申込受付）

当協会が、前条の入会手続において第1条の入会資格を満たす申込者から第5条第1項に所定の会費を受領した時点で、申込者から会員契約の申込があったものとみなし、当協会が申込を承認したときに、当協会と申込者との間で会員契約が成立し、申込者は会員となるものとします。当協会は、次の各号の一に該当する場合には会員契約の申込を承認しないことがあります。

- 申込者が第1条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合。
- 会員契約の申込時に、事実と異なる内容（虚偽、誤記、記載漏れ等を問わない）を申告したことが判明した場合。
- その他会員契約の申込を承諾することが、当協会の業務の遂行上著しい支障があると当協会が判断した場合。

### 第4条（会員資格の有効期限）

会員資格の有効期間は次のとおりとします。

- 開始日：前条により当協会が申込の承諾を行い、会員契約が成立した日
- 終了日：開始日から1年間を経過した日

### 第5条（会費）

- 会費は、会員資格有効期間1年につき年会費3,000円（消費税込）とし、当協会の定める方法により当協会へ支払うものとします。（2019.8月現在）
- 会費は、消費税の変更等やむなき事情により、値上がりする可能性があります。その際は事前に会員の皆様に通達致します。
- 会員は、会員資格を更新する場合、当協会の定める更新日までに当協会に前項に定める年会費を支払うものとします。（更新月に、弊社より更新の手続きの案内をお送りします）
- 退会、年会費未納などで一度会員資格を喪失した者が再入会を希望される場合であっても、第3条に定める手続に従い、第1項の年会費を当協会へ支払い、当協会による会員契約の申込みの承諾を受ける必要があるものとします。

### 第6条（会員の行為基準）

会員は、以下の各号の事項を遵守しなければならないものとします。

- 会員は、食・農業・環境等についての学びに精進し、ホールフードスクールや、かくぶん通信教育等で得た知識を、生活に生かし楽しむものとする。
- 会員は、当協会の社会的信用および地位の向上に努める。
- 会員は、関係法令ならびに本規約を遵守しなければならない。
- 会員は、自身および当協会が依頼する情報発信ツールや媒体において、ホールフードに関する活動を発信する場合には、誤った情報を広めることのないよう十分に配慮することとする。
- 会員は、当協会の名称、および各認定の呼称、協会ロゴマークを使用する場合には、弊協会に都度確認し、承認を得ることとする。

### 第7条（禁止行為）

- 当協会、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。
- 当協会、協会関係者、他の会員もしくは第三者の財産、肖像権、プライバシー等の権利を侵害する行為又は侵害する恐れがあると当協会が判断する行為。
- 当協会、協会関係者、他の会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為、ならびにその恐れがあると当協会が判断する行為。

(4) 犯罪的行為に加担し、又はこれを促進する行為。

(5) 提供される情報を改ざんする行為。

(6) 当協会が運営するウェブサイト有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為。

(7) その他、法令に違反する行為。

(8) その他、当協会が不適切と判断する行為。

### 第8条（退会）

会員が以下の各号のいずれかに該当する場合には、「ホールフード協会会員」の資格を喪失し、自動的に当協会を退会したものとみなす。この場合、既に受領した会費等の払い戻しは、理由の如何を問わず一切行ないません。なお、会員は3号の事由により退会する場合には、当協会所定の方法により届け出るものとします。

(1) 第9条に基づき当協会が除名を決定した場合。

(2) 会員本人が退会を申し出た場合。

(3) 当協会が定めた期日までに所定の年会費を入金しなかった場合。

### 第9条（除名）

当協会は、会員が法令および本規約のいずれかに違反した場合又は第1条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該会員を当協会から除名することができるものとします。

### 第10条（会員資格の譲渡）

会員は、当協会の会員資格を第三者に譲渡、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

### 第11条（届出内容の変更等）

- 会員は、氏名・住所・連絡先等、当協会に届け出た内容に変更があった場合には、速やかにその旨を当協会所定の方法により届け出るものとします。
- 前項の届け出がなかったことにより、会員が不利益を被ったとしても、当協会は一切責任を負いません。
- 会員が当協会に変更を届け出るまで、当協会から会員に対する通知等は、従来届け出のある氏名・住所等の連絡先に宛てて行なえば、当該会員に到達したものとします。

### 第12条（本規約の変更）

- 当協会は、会員の事前の了承を得ることなく、本規約を随時変更することができ、会員はこれを承諾するものとします。
- 変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じるものとします。

### 第13条（自己責任の原則）

会員は、当協会認定の各呼称等（以下、「呼称等」といいます）の使用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一会員による呼称等の利用に関連して他の会員又は第三者に対して損害を与えたものとして、当協会に対して会員又は第三者から何らかの請求がなされ又は訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当協会は当協会の故意又は重大な過失による場合を除き、いかなる理由によっても、一切の責任および損害賠償義務を負わないものとし、当該請求又は訴訟によって当協会が損害（訴訟費用、弁護士費用を含む）を負った場合、当該会員はその一切を補償するものとします。また、会員はその活動の中で、当協会および第三者に損害を与えた場合には、損害を与えた本人がその損害を直ちに賠償するものとします。

### 第14条（個人情報の保護）

当協会は、当協会が保有する会員の個人情報（以下、「個人情報」といいます）に関して当協会が別途定める「プライバシーポリシー」に従い、個人情報を適切に取り扱うものとします。

### 第15条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

制定日：令和元年8月1日

一般社団法人ホールフード協会

〒145-0064 東京都大田区上池台 2-31-11  
電話：03-6421-9027 FAX：03-3729-1055